

自然公園法の宿泊施設設置基準に関する制度  
と運用：上高地地区を事例に

小祝, 慶紀 / KOIWAI, Hironori

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

73

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

275

(終了ページ / End Page)

310

(発行年 / Year)

2006-03-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004441>

# 自然公園法の宿泊施設設置基準に 関する制度と運用

—上高地地区を事例に—

小 祝 慶 紀\*

## 目 次

はじめに

1. 自然公園制度の概要

2. 国立公園

3. 国立公園内における宿泊施設

4. 中部山岳国立公園—上高地地区を事例に—

5. 宿泊施設の規制と問題

おわりに

謝辞

参考文献

資料

## 1. はじめに

自然公園制度の目的は、優れた自然風景地の保護と利用の増進を図ることによって、国民の保健、休養及び教化に資することである（自然公園法（以下「法」という）1条）。この目的を達成するため、公園内に地域や地種区分を設け開発行為の規制を行ってきた。しかし、一方では、利用の増進を図るため「往々にして観光開発が推進されることとなり、自然破壊を

---

\* 国士館大学法学部非常勤講師

もたらしてきた。』<sup>1)</sup>のも事実である。

さらに、ここ数年の中高年の登山、百名山登山等のブームによる、自然公園の過剰利用の問題も再び取りざたされている。自然公園の利用目的は、雄大な自然にふれることで、日常体験することができない、感銘を得ることであろう。しかし、人気のある自然公園の特定地域への集中的な利用により、自然環境の享受を目的としながら、その自然を破壊しかねない状況が続いている。

そこで本研究は、保護、利用と過剰利用との関連から自然公園、特に国立公園における民間の宿泊施設の問題を検討する。過剰利用に関する先行研究は多い<sup>2)</sup>が、その多くは特定の利用施設等に関するものではなく、各自然公園の収容力に関する研究である。したがって本研究のような宿泊施設そのものへの規制や現状に関する先行研究はない。具体的には「宿舎、山小屋等の民間の宿泊施設がどのような経緯で設置され、その後拡張されてきたか。今後、過剰利用を間接的に管理するため、宿泊施設への規制はどうあるべきか。」という問題を検討する。このことで、宿泊施設の適正規模と利用者に対して一定の利用規制が可能となる。

そのため本稿では、最初の段階として、現状の整理と問題の抽出を行う。まず、自然公園法を概観し、保護と利用の法内容の確認を行う。そのなかで宿泊施設に係る規制と設置の基準を整理する。次に具体的な事例として、中部山岳公園内の上高地地区を取り上げ、宿泊施設に対する規制基準を報告する。そして、最後に宿泊施設と保護、利用との関係について、今後の研究へ繋げる問題を示す。

---

1) 加藤 [2004] p. 283

2) 先行研究として、自然公園における収容力の考え方、課題等については、麻生 [2005] pp. 20-23。具体的な調査・分析を行った研究は、日光国立公園の尾瀬地域が川俣 [1999] pp. 326-359、(財)尾瀬保護財団 [2005] pp. 24-27、大雪山国立公園、大雪山における混雑調査は愛甲 [2005] pp. 28-31、アメリカの調査事例については山本 [2005] pp. 32-35などがある。

## 1. 自然公園制度の概要

### 1-1 自然公園法の概要

わが国の自然公園に関する法制度は、1931年に国立公園法が制定されたのが始まりである。その後1957年に国定公園、都道府県立自然公園を包括した自然公園法が成立した。さらに幾度の改正を経て、2002年に一部法改正され現在に至っている。

### 1-2 自然公園の概要

自然公園とは、優れた自然の風景を保護し、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的（法1条）として設立された、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種をいう。

それぞれ、国立公園は、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地（法2条2項）、国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地（法2条3項）、都道府県立自然公園については、優れた自然の風景地であって、都道府県が指定するもの（法2条4項）というように定義されている。

このうち本稿で取り上げる国立公園の、自然公園法に基づく許認可等の行政的管理責任者は、環境省である。

### 1-3 自然公園管理の特性

わが国の自然公園は、土地の所有権に関わらず、公園となる地域を指定し、開発行為規制を設定して管理されている地域制公園である。これに対し、アメリカなどの自然公園は、土地の所有権、使用権を国が取得して、一元的に管理されている営造物公園である。

## 2. 国立公園

### 2-1 国立公園の概要

わが国の国立公園は、1934年（昭和9年）に、阿寒、大雪山、日光、中部山岳、瀬戸内海、雲仙、阿蘇、霧島の8地域が指定されたのが最初である。その後、指定地域が拡大し、現在では28地域が指定されている<sup>3)</sup>。国立公園の総面積は約206万 ha で、国土面積の約5.5%を占める（表1）。その面積はわずかずつではあるが拡大している（表2）。

しかしこの土地は前節で概説した通り、地域制公園のため国有地だけでなく私有地も含まれている。さらに国有地に占める環境省の所有地は極

表1 国立公園面積総括表

公園数	公園面積 (ha)	国土面積 に対する比率 (%)	内訳			
			特別地域 面積(ha)	特別地域 比率(%)	特別保護地区面積 (ha)	特別保護地区 比率(%)
28	2,061,040	5.45	1,470,686	71.4	273,853	13.3
						普通地域 面積(ha) 比率(%) 590,354 28.6

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

表2 国立公園面積の推移

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003
面積 (ha)	2,046,635	2,046,508	2,051,179	2,056,556	2,058,095	2,061,040

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

3) 村中 [2005] に詳しい。村中 [2005] は、明治期から昭和初期までの国立公園の成立過程をまとめたものである。

表3 国立公園土地所有別面積総括表\*

	国有地	うち環境省所管地	公有地	私有地	所有区分不明
面積 (ha)	1,280,070	4,599	260,125	520,805	40
比率 (%)	62.1	0.2	12.6	25.3	0.0

\* 国立公園内環境省所管地（所管換等によるもの：集団施設地区、地区）

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

端に少ない（表3）。

## 2-2 国立公園の保護と利用の計画

### (1) 公園計画及び公園事業の体系

国立公園の保護又は利用のため、公園計画（法2条5項）と、それに基づいて執行する公園事業（法2条6項）とを決定する。

公園計画は、規制計画と施設計画に大別され、さらに規制計画が保護規制計画と利用規制計画とに、施設計画は、保護施設計画と利用施設計画とに区分される（図1）。

### (2) 公園計画の規制計画

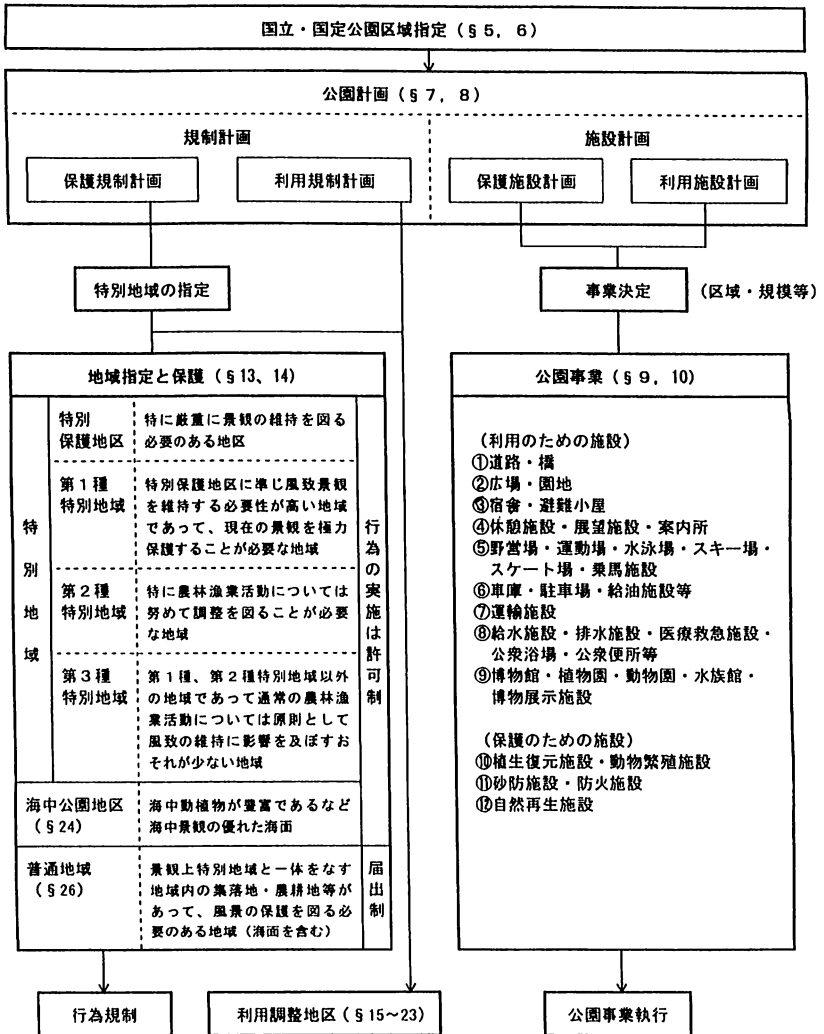
#### ① 保護規制計画

国立公園の保護のため、公園計画に基づき公園内に特別地域、海中公園地区、普通地域とに区分することが保護規制の中心である。特別地域における規制の程度によって、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域とに地種区分している（表4）。そして、特に必要のあるときは、特別地域内に特別保護地区を指定できる（法14条）。

#### ② 利用規制計画

利用規制計画とは、「利用に際しての一定の行為を禁止・制限する措置を定める等、公園利用態様の調整を行う」<sup>4)</sup>ものである。利用規制計画として、2002年の法改正で、利用調整地区の指定制度が導入された。利用調

図1 公園計画及び公園事業の体系図



\* 都道府県立公園については、都道府県条例にて定めることとしている。(§ 59~68)

出所:『2005自然公園の手びき』

表 4 国立公園地種別面積総括表

特別地域	計				普通地域	合計	
	特別保護 地区	第1種特別 地域	第2種特別 地域	第3種特別 地域			
面積(ha)	273,853	240,766	475,446	480,621	1,470,686	590,354	2,061,040
比率(%)	13.3	11.7	23.1	23.3	71.4	28.6	100

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

整地区とは、国立公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特別地域内に指定する地域である（法15条）。利用調整地区では、環境大臣が定める期間内の公園利用者の立入りを認定制とするのが特徴である（法16条）。しかし、法改正以降実際に指定された地区はまだない。

### (3) 公園計画の施設計画

施設計画とは、利用促進のため施設として道路、駐車場、宿舎、ビジターセンターなどの配置と、保護のための施設として、自然再生施設などの配置の計画である。

## 2-3 国立公園の保護と利用の執行

### (1) 保護規制計画の実施

地域指定がなされた地域で、環境へ影響を与える行為（法13条3項1～15号）について、特別地域での行為の実施は原則禁止である。したがって、特別地域内において行為を実施する場合、環境大臣の許可を得なければならない（法13条3項）（以下、保護規制計画の実施を「行為許可」という）（表5）。しかし、公園事業の執行として行う行為であれば、法13条3項の規定は適用されない（法13条9項）。普通地域では環境大臣への届出が必要である（法26条）。

また、特定の行為の禁止（法30条）や、2002年の改正では、湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ指定する期間内立ち



表5 国立公園における行為規制の種類

	地域区分	行為の種類	処分権者
許可を要する行為	特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑤指定湖沼への汚水の排出等 ⑥広告物の設置等 ⑦指定する物の集積又は貯蔵 ⑧水面の埋立等 ⑨土地の形状変更 ⑩指定植物の採取等 ⑪指定動物の捕獲等 ⑫屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬指定する区域内への立入り ⑭指定地域での車馬等の乗り入れ ⑮政令で定める行為	国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う)
	特別保護地区	特別地域の行為に加え ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜の放牧 ④物の集積又は貯蔵 ⑤火入れ、たき火 ⑥木竹以外の植物の採取等 ⑦動物の捕獲等 ⑧車馬等の乗り入れ ⑨政令で定める行為	国立公園 →環境大臣
	海中公園地区	①工作物の新築、改築、増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の設置等 ④指定動植物の捕獲等 ⑤海面の埋立等 ⑥海底の形状変更 ⑦物の保留 ⑧汚水の排出等	国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う)
届出を要する行為	特別地域 (事後)	①特別地域の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	国立公園 →環境大臣
	(事前)	③指定地域での木竹の植栽、家畜の放牧	
	特別保護地区 海中公園地区 (事後)	①特別保護地区、海中公園地区の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	
	普通地域 (事前)	①大規模な工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③広告物の設置等 ④水面の埋立等 ⑤鉱物や土石の採取(海域では※のみ) ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更(※) (※)海中公園地区周辺での行為に限る	国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う)

出所：『2005自然公園の手びき』より作成

入るには環境大臣の許可が必要（法13条3項13号）になった行為規制制度も導入された。

## (2) 公園事業の執行

公園事業は、公園計画の施設計画に基づいて執行される事業である。国立公園にあつては国が執行することが原則である（法9条1項）が、環境大臣の認可を受ければ、国（及び公共団体）以外の者も一部執行することができる（法9条3項）。したがって、現実には宿泊施設等の利用のための施設の多くが民間によって執行されているとの指摘がある<sup>5)</sup>。

### 2-4 費用負担

費用負担について、法43条～48条で規定されている。これらの規定は、公園事業に要する費用負担の規定である。

公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を行うものの負担（法43条）が原則である。しかし、都道府県が執行する場合、国は予算の範囲内において、政令の定める範囲で補助することができる（法44条）。また、公園事業の執行により、地方公共団体を利する場合には、地方公共団体の意見を聴いて、その費用の一部を負担させることができる（法45条）。

法46条では受益者負担として、公園事業として事業を行った結果、著しく利益を受けたものは、受益の限度内において掛かる事業の費用の一部を負担させることが出来ると規定している。受益者とは、公園事業として事業を行った結果、著しく利益を受けたものをいい、国立公園の指定外の地域の者に対しても適用可能である。しかし適用例はない。

法47条では原因者負担を規定している。ここでいう原因者とは、その者の行為によって公園事業の執行が必要になった行為を行った者をいう。法43条は公園事業の執行当事者の費用負担であるのに対し、法47条は、本来

---

5) 加藤 [2004] pp. 282-283参照。

行わなくてもよい公園事業の執行を行わせた者がその費用の一部または全部を負担する規定である。これも現在まで適用された例はない。

### 3. 国立公園内における宿泊施設

#### 3-1 国立公園の過剰利用の問題

ここ数年の中高年の登山、百名山登山等のブームによる、自然公園の過剰利用（「Over Use：オーバーユース」）の問題が深刻化している<sup>6)</sup>。過剰利用とは、多大な利用者によって自然環境へ悪影響を与えることをいう。自然公園の利用目的は、雄大な自然にふれることで、日常体験することができない感銘を得ることであろう。しかし、人気のある自然公園の特定地域への集中的な利用により、自然環境の享受を目的としながら、その自然を破壊しかねない。

実際近年の国立公園への利用者数を見てみると、2000年度は減少したが再び増加傾向にある（表6）。表6をグラフにしたのが図2である。

過剰利用への対処として、公園地域の収容力の調査を行い、公園地域に見合った収容力を決定し、さらに利用者への管理の強化の必要性が指摘されている<sup>7)</sup>。

次節以降では、本稿の目的である宿泊施設そのものへの規制や現状の整理と問題の抽出を行う。

表6 国立公園年間利用者数の推移

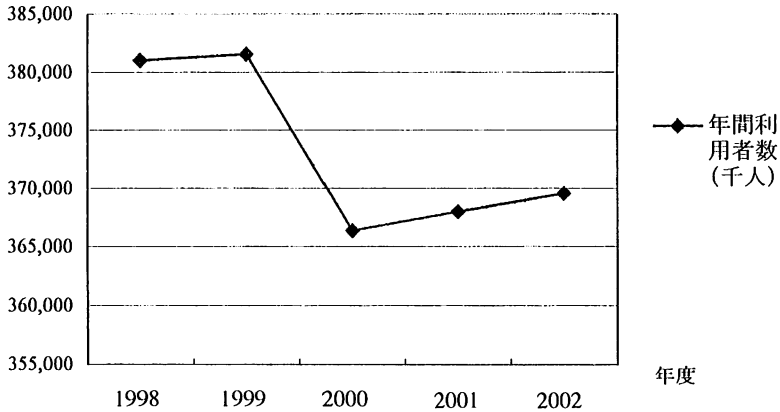
年度	1998	1999	2000	2001	2002
年間利用者数（千人）	381,020	381,560	366,363	368,000	369,547

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

6) 注2) 参照。特に川俣 [1999] に詳しい。

7) 注2 及び加藤 [2004] p. 286を参照。

図2 国立公園年間利用者数(千人)



出所：『2005自然公園の手引き』より作成

### 3-2 宿泊施設の設置基準と行為許可、公園事業

#### (1) 行為許可

宿泊施設の設置は、基本的には禁止であるが、法13条によって許可制となっている。許可を受けるためには、自然公園法施行規則11条による審査基準(資料1)をクリアする必要がある。しかし申請に対して、不許可となった事例はほとんどない(表7)。仮に不許可となった場合、法52条の1項～3項によって、損失補償を請求できる<sup>8)</sup>。

なお、ここでいう工作物とは宿泊施設だけではない。

8) 実際、損失補償をめぐる裁判として、「自然公園法不許可補償事件—自然公園法17条の不許可処分と損失補償(東京高騰裁判所昭和63年4月20日判決)」がある。本件は、原告が、室生赤目青山国定公園内の所有地での岩石採取を計画し、昭和50年旧法17条3項に基づき許可申請を行った。これに対して、三重県知事(当時)は拒否の処分を行い、原告が旧法35条に基づき環境庁長官(当時)に対して不許可処分の損失補償を求めて訴訟を提起した裁判の高裁判決。詳しくは高橋 [2004] pp. 168-169参照。

表7 国立公園許可申請件数（環境省許可分）

年度／許可区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003
工作物の新・改・増築	505(75)	556(92)	1188(78)	1246(107)	1107(146)	1185(130)

( )内は特別保護地区にかかる件数で内数。

出所：『平成17年版 環境統計集』より作成

## (2) 公園事業

宿泊施設について、公園事業として執行することができる。ただし、事業決定規模、管理計画等の審査基準に合致している必要がある。

行為許可、公園事業ともに、各国立公園の管理計画に基づいて実施、執行される。

### 3-3 宿泊施設と土地利用

国立公園内の環境省所管地の使用許可については、「国立公園集団施設地区等管理規則（昭和28年10月2日厚生省令第49号）」第4条第1項に基づき環境大臣に許可申請をする必要がある。

使用許可は、「国立公園集団施設地区等土地利用に関する取扱について（平成6年11月7日環境庁自然保護局長通知）」第2使用許可の範囲において認められることとなる。

#### (参考)

「国立公園集団施設地区等土地利用に関する取扱について（平成6年11月7日環境庁自然保護局長通知）」なお、集団施設地区以外でも適用される。

#### 第2 使用許可の範囲

国立公園集団施設地区内の土地が、公園行政の目的のために供せられた公共用財産であり、かつ、当該地区が公園の重要な利用基地である点に鑑み、土地の使用許可については、本来の用途又は目的を妨げない限度において、必要最小限に留め、その範囲は次に掲げる場合とする。

- 1 国立公園事業を執行するために必要と認められる場合。
- 2 公益事業（電気又は水道供給事業等）の用に供するため、やむを得ないと認められる場合。
- 3 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供する場合。
- 4 その他公共的見地等から僅少な面積について使用することがやむを得ないと認められる場合。

#### 4. 中部山岳国立公園——上高地地区を事例に——

##### 4-1 中部山岳国立公園の概要

1934年12月4日に国立公園の指定がされた。同年に阿寒国立公園をはじめ、わが国で初めて国立公園に指定された8地域の一つ。総面積が174,323ha（表8、9）であり、新潟県、富山県、長野県、岐阜県に跨る地域から成っている（図3）。年間利用者数は、約1,200万人前後で推移している（表10）。表10をグラフ化したのが図4。

表8 中部山岳国立公園の地種別面積総括表

特別地域	計				普通地域	合計	
	特別保護 地区	第1種特別 地域	第2種特別 地域	第3種特別 地域			
面積(ha)	64,129	33,947	39,776	13,642	151,494	22,829	174,323
比率(%)	36.8	19.5	22.8	7.8	86.9	13.1	100.0

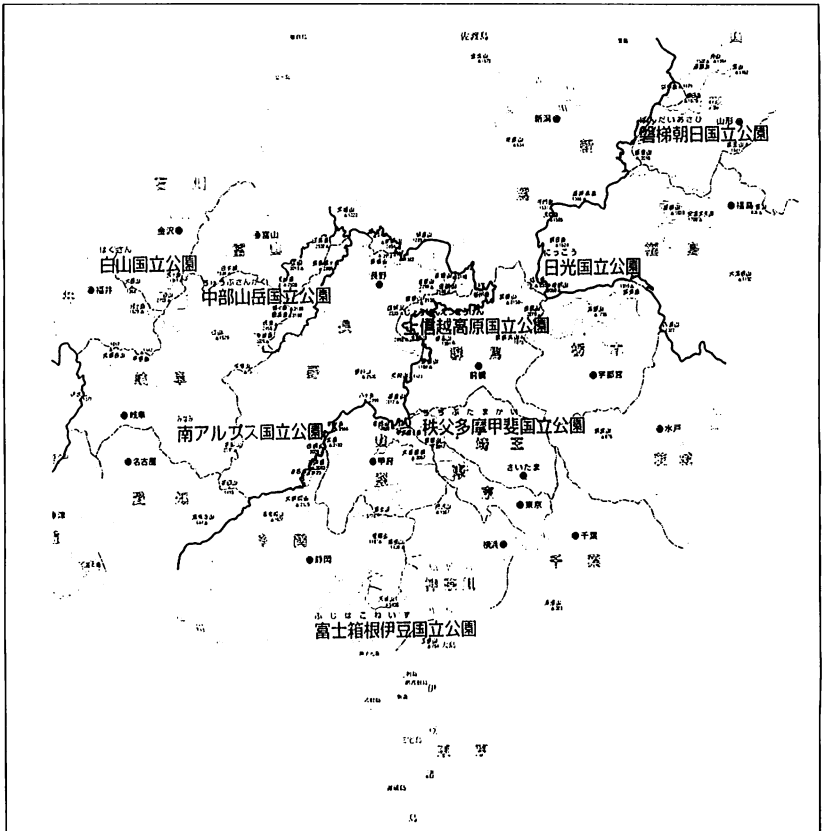
出所：『2005自然公園の手引き』より作成

表 9 土地所有別面積表

	国有地	公有地	私有地
面積 (ha)	155,222	5,164	13,937
比率 (%)	89.0	3.0	8.0

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

図 3 中部山岳国立公園



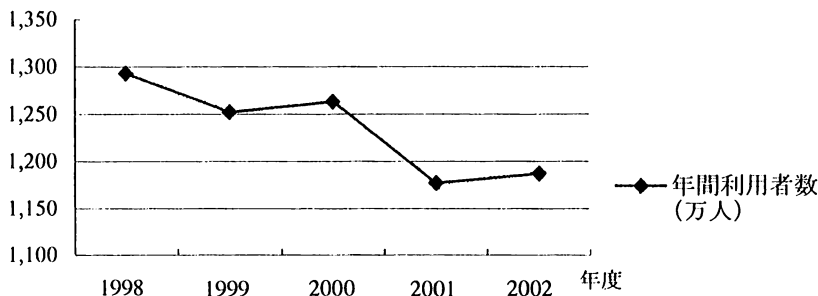
出所：『日本の国立公園』

表10 年間利用者数の推移

年度	1998	1999	2000	2001	2002
年間利用者数(万人)	1,293	1,252	1,263	1,177	1,187

出所：『2005自然公園の手引き』より作成

図4 中部山岳国立公園年間利用者数(万人)



出所：『2005自然公園の手引き』より作成

#### 4-2 上高地の概要

上高地は、中部山岳国立公園の南部に位置し、穂高岳や焼岳、霞沢岳等に囲まれた、梓川に沿って開けた標高1,500mの細長い盆地である(図5)。また、上高地は集団施設地区に指定されている。その面積は80.2ha(環境省所管地65.1ha)(表11)で、環境省が主体となって公園利用施設の整備を行っている。

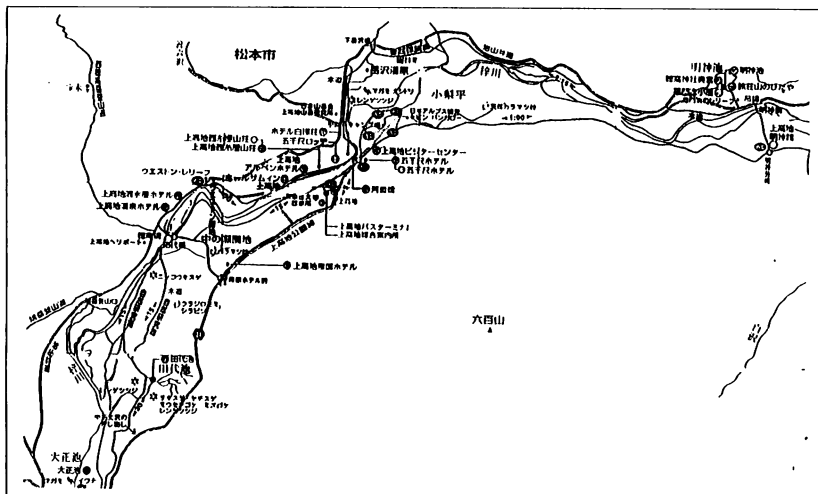
#### 4-3 上高地の宿泊施設に関する設置基準

##### (1) 行為許可

行為許可による工作物について、上高地地域管理計画では、基本方針として「公園計画に合致する利用施設は原則として、田法17条、18条(現法13条、14条)による許可処分として取り扱わず、公園事業として把握する」点が特徴である(資料2)。他の地域では、例えば、富士箱根伊豆国



図5 上高地



出所：『まっぷるばけっと 上高地・松本・安曇野』

表11 中部山岳国立公園の集団施設地区

集団施設地区	地区名	上高地	室堂	平湯	乗鞍高原	乗鞍鶴ヶ池	扇沢
		面積 (ha)	80.2	69.1	170.7	531	36.7
環境省所管地内訳	面積 (ha)	65.1	57.1	2.8	0	0	0
	比率 (%)	81.2	82.6	1.6	0	0	0

出所：『2005自然公園の手びき』より作成

立公園 伊豆半島地域管理計画の建築物に対する基本方針は、「建物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観と調和がとれるよう留意するものとする。」となっている。また同じ、富士箱根伊豆国立公園 富士山管理計画での建築物に対して、「既存の建築物の改築、建て替えのための新築や学術研究等で、当該地域以外の地域においてその目的を達成することができないと認められる場合を除き、建築物の新、増築は認めない。」という基本方針がある（表12）。

表12 管理計画基本方針（行為許可は建築物，公園事業は宿舎）

	保護に関する方針（行為許可）	利用に関する方針（公園事業）
中部山岳 国立公園 上高地地域	基本方針：公園計画に合致する利用施設は原則として、旧法17条、18条（現法13条、14条）による許可処分として取り扱わない。 規模：風致景観上の支障が最小となる位置とする。	「上高地集団施設地区内宿舎事業取扱要綱」による。
富士箱根伊豆 国立公園 伊豆半島地域	①基本方針：建築物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観と調和がとれるよう留意するものとする。 ②規模：建築物の規模は、一辺の長さが50m以下であること。ただし、多角形のものについては、直径60mの円内に含まれるものであること。なお、二棟の建築物を結ぶ渡り廊下は、屋根高をこえる植栽等によって隠蔽される場合については、壁面長に含めない。	①基本方針： (1)宿舎の用に供する建物のうち、次の各号を満たすものを宿舎事業として取り扱うものとする。 ア、宿泊定員が40名以上であること。 イ、旅館業法に基づく許可を得たもの、または得る見込みがあるもの。 ③規模：高さは30m（既存宿舎が30mをこえているものについては、宿舎の既存高さ）をこえないこと。なお、高さは許可、届出等取扱要領宿舎の算定方法による。
富士箱根伊豆 国立公園 富士山	①基本方針：建築物の新、増築は認めない。ただし、既存の建築物の改築、建て替えのための新築（従前の建築物の規模をこえないものに限る。）又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものについてはこの限りではない。	①基本方針： (1)富士山五合目周辺の自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとし、宿舎施設の新築及び増築は認めない。なお、施設の建て替えに当たっては現状規模にとどめることとする。
日光国立公園 鬼怒川・ 栗山地域	①基本方針：建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。なお、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮するものとする。	①基本方針：各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を、自然景観及び歴史的景観との調和に配慮して整備するものとする。なお、事業対象とする宿舎は、旅館業法に基づく許可を得たもの、または得る見込みがあるもので、宿泊定員が30名以上のものとする。

出所：本表は、各地域の管理計画基本方針のうち、行為許可においては建築物、公園事業においては宿舎についての基本方針から抜粋し作成。なお、中部山岳国立公園上高地地域の行為許可の基本方針は工作物全般、富士山管理計画の行為許可は全域、公園事業は五合目についてである。

## (2) 公園事業

公園事業についての基本方針は、「上高地地区集団施設区内宿舎事業取扱要綱」によるとなっている（資料3）。その「上高地地区集団施設区内宿舎事業取扱要綱」（資料4）では、基本方針として、原則新規参入は認めていない。さらに各宿泊施設の収容力の上限も規制している。

## (3) まとめ

上高地では、「公園計画に合致する利用施設は原則として、公園事業として把握する。」という管理計画の基本方針ある。さらに公園事業による宿泊施設は、原則新規参入を認めてないという厳しい管理がされている。上高地の利用者数は、1996年度には、年間約200万人を数えている。中部山岳国立公園全体では、1998年度移行減少していたが、2002年度以降は再び増加に転じたことから、上高地への利用者数も増加していると推測できる。

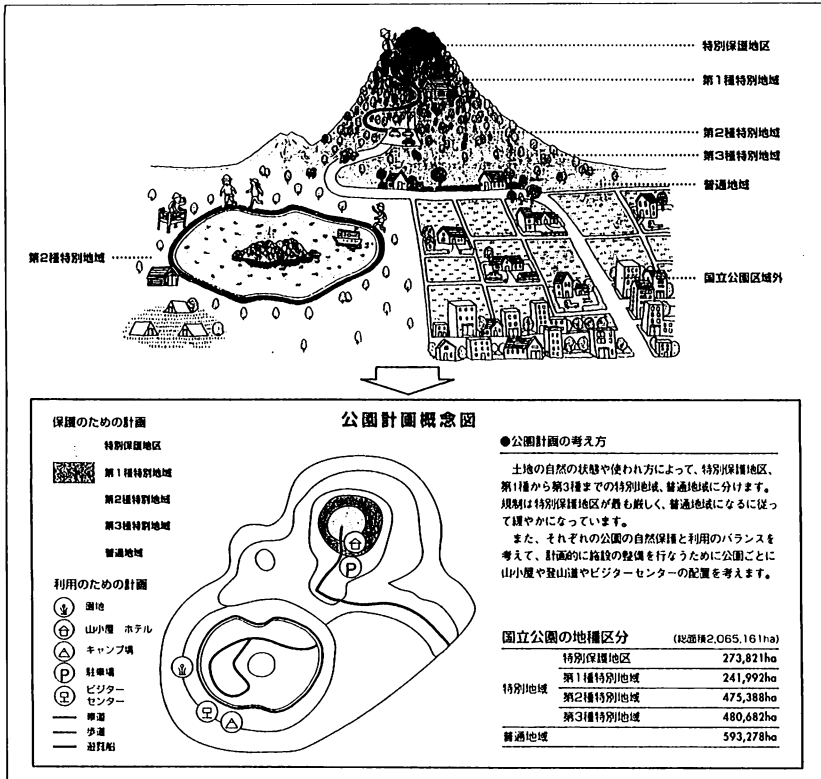
## 5. 宿泊施設の規制と問題

わが国の国立公園は、規制計画と利用計画によって自然保護と適正な利用との管理が行われてきた。規制計画によって地域指定と保護が、利用計画によって利用施設等の適正配置が示されているが、例えば、地域指定による保護と利用のための施設設置との関連性が明確でないため、保護と利用との関連がわかりづらいという問題がある（図6）。このことは、本稿で整理した上高地の管理計画における基本方針などにも現れている。

自然公園法でも、法13条3項で特別地域における行為規制を明確にしているが、法13条9項では、公園事業の執行として行う行為は3項の規定が適用されないと規定している。

本稿の目的である宿泊施設に関する基準にしても、前節表12のように、各国立公園の管理計画によって行為許可と公園事業とに区分され、実施、

図6 公園計画概念図



出所：『日本の国立公園』

執行されているが、その基準が個々の国立公園、さらには、同じ国立公園内でも地区によって若干異なっている。その理由として、各地域、地区の特性や歴史的事情がある。しかし、宿泊施設の設置が行為許可で実施されるのか、公園事業で執行されるのか、統一した基準は必要である。

また、既存宿泊施設への国有地の貸付問題もある。

今後は、中高年の登山、百名山登山等のブームに加え、世界遺産への登録による知床地域等の特定地域への過剰利用との関連からも、行為規制の側面から公園事業に対して厳正な監視が必要である。新規の申請にかかる

宿泊施設のみならず、既存宿泊施設の規制強化を行うことも考えられる。

## おわりに

本研究の目的は、保護、利用と過剰利用との関連から自然公園、特に国立公園における民間の宿泊施設の問題を検討することであるが、本稿では、最初の段階として、現状の整理と問題の抽出を目的とした。その結果まず、わが国の自然公園法の体系、保護と利用との関連等を整理できた。さらに、宿泊施設の設置等に関する現状と問題も抽出することができた。

概ね初期段階としての目的は達成できたように思う。今後の研究は、抽出した問題をそれぞれ詳細に分析し、自然環境の保護のための規制と利用との関連をより明確にしていくことである。経済の活性化のために規制緩和がいわれて久しいが、環境行政に関する限り、今後も規制を強化していくことが必要である。

## 謝 辞

本研究を進めるにあたって、法政大学法学部の神谷高保先生からはアイデア段階から大変お世話になりました。また、法政大学経済学部の松波淳也先生から貴重なアドバイスを頂きました。さらに国立公園のオーバーユース等の問題について、アドバイスを頂いた、文化通信社の川俣修壽氏にも感謝する次第です。感謝致します。

本稿は、私の拙い質問に対しても丁寧に対応して頂いた、環境省国立公園課、田中英二専門官のお力添えなしには、まとめることができませんでした。ありがとうございました。

最後に、このような貴重な機会を与えて頂いた村串仁三郎先生には、ことばでは言い尽くせない感謝の気持ちでいっぱいです。本稿は、村串先生が昨年発表された『国立公園成立史の研究』を「ほんの一端でも進めるところができれば」という思いからはじめたものです。しかし、村串先生の足

元にも遠く及ばず、改めて先生の偉大な業績に敬服致しました。

もちろん含まれるすべての誤謬は筆者にあることは言うまでもありません。

#### 《参考文献》

- 愛甲哲也 [2005] 「自然公園の社会的収容力—大雪山における登山者の混雑感研究より—」『国立公園2005年9月号』No.636, pp.28-31.
- (財)尾瀬保護財団 [2005] 「利用体験から見た尾瀬の収容力に関する調査—特に尾瀬ヶ原を中心として—」『国立公園2005年9月号』No.636, pp.24-27.
- 麻生忠 [2005] 「自然公園の収容力とは」『国立公園2005年9月号』No.636, pp.20-23.
- 加藤峰夫 [2004] 「第VI章 自然環境とアメニティーの保全」阿部泰隆・淡路剛久編『環境法 [第3版]』pp.279-309, 有斐閣ブックス
- 川俣修壽 [1999] 「第3章 レジャー現場の過剰利用問題—日光国立公園, 尾瀬の事例—」村中仁三郎・安江孝司編『レジャーと現代社会—意識・行動・産業』pp.326-359, 法政大学出版局
- 環境省『日本の国立公園』
- 環境省総合環境政策局編『平成17年版環境統計集』
- (財)国立公園協会編『2005自然公園の手びき』
- 昭文社 [2005] 『まっふるぼけっと 上高地・松本・安曇野』
- 高橋滋 [2004] 「自然公園法不許可補償事件—自然公園法117条の不許可処分と損失補償」『別冊ジュリスト』No.171, pp.168-169
- 村中仁三郎 [2005] 『国立公園成立史の研究 開発と自然保護の確執を中心に』
- 山本清龍 [2005] 「自然公園における収容力の検討にむけた課題—収容力に関する米国の調査事例から—」『国立公園2005年9月号』No.636, pp.32-35.

## 資料1 自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

## 第2節 審査基準関係

## ○自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	
第1項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び住又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず <sup>●</sup> 、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
		第2号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内で行われるものでないこと。	
			イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区	
		ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の監理を適切に行うこととされているものであること。	
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の代替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	
		第1号	設置期間が3年を超えず <sup>●</sup> 、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の監理を適切に行うこととされているものであること。			
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定さ	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

	<p>れた場合にあつては、当該指定の日、以下「基準日」という。）において申請に係るの場所に既に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項の規定（以下「法第13条第3項等の規定」という。）による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>			<p>しい支障を及ぼすものでないこと。</p>
			第1項第5号	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が3m（その高さが現に3mを超える建築物の増改築の場合は、既存の高さ）を超えないものであること。</p>
第3項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前2項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	ただし書	<p>既存建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建て替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築</p>
			第1項第5号	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
			第1項第2号	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p>
			第1項第3号	<p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p>
			第1項第4号	<p>当該建築物が山稜線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p>
			第1項第5号	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
			ただし書	<p>前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>前項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建て替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>
			第1項第5号	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
第4項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲</p>	本文	第1項第2号	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p>
			第1項第3号	<p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p>
			第1項第4号	<p>当該建築物が山稜線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p>
			第1項第5号	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がそ</p>



第3編 自然公園法に係る許認可業務

することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)			の周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。										
	第1号	保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。											
	第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m(その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。											
	第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。											
	第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積、以下同じ。)が1000㎡以上であること。											
	第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。											
	第6号	総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下	
	地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合										
	第2種特別地域	20%以下	40%以下										
	第3種特別地域	20%以下	60%以下										
	第7号	当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。											
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。												
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。												
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。												
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。												
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの										
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致										

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

					又は景観と著しく不調和でないこと。		
第5項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第13条第3項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第13条第6項、第14条第6項若しくは第24条第6項の規定（以下「法第13条第6項等の規定」という。）による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。			
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
			第4項第1号	保存林地において行われるものでないこと。			
			第4項第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。				
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ両表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。				

地域区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以下	60%以下

ただし 書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により被災した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が行っていた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>	
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

第3編 自然公園法に係る許認可業務

第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。																
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。																
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。																
			第1号	当該建築物の高さが4.3m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
			第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
			地域区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下															
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																		
第3種特別地域	20%以下	60%以下																		
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																			
	第2項ただし書に規定する行為	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により被災した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>																		
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																		

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

<p>第7項</p>	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築</p>	<p>第1号</p>	<p>特別保護地区又は第1項第2号ロ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの内において行われるものでないこと。</p> <p>第1項第2号ロ(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、漫原等植生の復元が困難な地域                  (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域                  (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域                  (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>ただし書 ●次に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="502 494 875 909"> <tr> <td data-bbox="502 494 533 542">イ</td> <td data-bbox="533 494 875 542"> <p>地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 542 533 574">ロ</td> <td data-bbox="533 542 875 574"> <p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 574 533 646">●(1)</td> <td data-bbox="533 574 875 646"> <p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 646 533 694">●(2)</td> <td data-bbox="533 646 875 694"> <p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 694 533 750">●(3)</td> <td data-bbox="533 694 875 750"> <p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 750 533 837">●(4)</td> <td data-bbox="533 750 875 837"> <p>法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 837 533 909">●(5)</td> <td data-bbox="533 837 875 909"> <p>法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p> </td> </tr> </table> <p>ハ 当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内において処理するものでないこと。</p> <table border="1" data-bbox="533 973 875 1093"> <tr> <td data-bbox="533 973 606 1093">ただし書</td> <td data-bbox="606 973 875 1093"> <p>特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p> </td> </tr> </table> <p>●砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="502 1173 875 1390"> <tr> <td data-bbox="502 1173 533 1204">ロ</td> <td data-bbox="533 1173 875 1204"> <p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1204 533 1276">●(1)</td> <td data-bbox="533 1204 875 1276"> <p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1276 533 1324">●(2)</td> <td data-bbox="533 1276 875 1324"> <p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1324 533 1390">●(3)</td> <td data-bbox="533 1324 875 1390"> <p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p> </td> </tr> </table>	イ	<p>地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</p>	ロ	<p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p>	●(1)	<p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>	●(2)	<p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p>	●(3)	<p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p>	●(4)	<p>法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>	●(5)	<p>法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p>	ただし書	<p>特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p>	ロ	<p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p>	●(1)	<p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>	●(2)	<p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p>	●(3)	<p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p>
イ	<p>地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</p>																										
ロ	<p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p>																										
●(1)	<p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>																										
●(2)	<p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p>																										
●(3)	<p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p>																										
●(4)	<p>法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>																										
●(5)	<p>法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p>																										
ただし書	<p>特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p>																										
ロ	<p>当該車道が次のいずれかに該当すること。</p>																										
●(1)	<p>農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p>																										
●(2)	<p>地域住民の日常生活の用に供される車道</p>																										
●(3)	<p>公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道</p>																										

## 資料2 管理計画基本方針（行為許可）—上高地地域—

## (2) 許可、届出等取扱い方針

「国立公園内（普通地域内を除く）における各種行為に関する審査指針」及び「国立公園集団施設地区等管理規則」によるほか、下記の方針によって取り扱う。

行為の種類	項目	取 扱 方 針
1. 工作物  (1)建築物	基本方針	公園計画に合致する利用施設は原則として公園事業として把握し、法17条及び18条による許可処分の対象としては取り扱わない。
	位 置	目的、内容等の諸条件から、風致景観上の支障が最小となる位置とする。
	規 模	風致景観上の判断に重点を置き、必要最小限とする。なお、駐車場周辺等における建築物等の各種工作物については、その必要性、内容等を点検し、計画的に統合、整理を図る。
	構造意匠	外観意匠は木造の山小屋風とし、単純、簡素なものとする。また、屋根の形状は切妻とし、軒の張り出しを設けるなど、均整のとれたものとする。さらに屋根勾配は原則として3/10以上～5/10以内とする。
	外部材料 上高地、大正池地区	極力、自然材料を用いる。
	明神、明神池、徳沢地区	自然材料を用いる。
色 彩	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こげ茶色系</li> <li>(マンセル値 7.5R2/3、10R3/2、5YR2/1.5</li> <li>及びこの近似色)</li> </ul>

行為の種類	項目	取 扱 方 針	
(2)電 柱		外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 落ち着いた茶色系 (マンセル値 2.5YR3.5/3.5、5YR4/5、10YR4/3、5YR3.5/4、7.5R2/3、10R3/2、5YR2/1.5、及びこの近似色)</li> <li>• 自然材料(但し、塗装しない場合)については素材色とすることが出来る。</li> <li>• 嘉門次小屋、山岳研究所、中日支局、上高地郵便局、松本営林署保養所、健保山の家、中部電力出張所における外壁(倉庫等付属棟を除く)については、一部(小口、窓枠、ベランダ手すり等)に白色系(マンセル値 N-9.0、N-8.5、N-8.0、及びこの近似色)とすることが出来る。</li> </ul>
	汚排水処理		<p>し尿、雑排水は、公共下水道に流入処理する。公共下水道がない地区におけるし尿、雑排水については、寒冷地に適した方法により適切に処理し、水質汚濁防止法及び長野県「公害の防止に関する条例」の基準を満たすほか、梓川の水質の保全のため万全の措置を講ずる。</p>
	基本方針 上高地、大正池地区		<p>新設は、道路等を利用した地下埋設以外は許可しない。既存電柱の建て替えにあたっては、極力、地下埋設を指導するが、やむを得ない場合は主要展望地点、主要展望方向の景観を阻害する位置を避ける。</p>

## 資料3 管理計画基本方針（公園事業）—上高地地域—

## （3）公園事業取扱い方針

事業の種類	地 区	項 目	取 扱 方 針	
宿 舎	上高地地区 (集団施設地区)	基本方針 規模・構造等	「上高地集団施設地区内宿舎事業取扱要領」による。	
		色 彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こげ茶色系 (マンセル値 7.5R2/3、10R3/2、5YR2/1.5、及びこの近似色)</li> <li>・ 赤錆色系 (マンセル値 7.5R4/8、10R3.5/7.5、7.5R3/6、及びこの近似色)</li> </ul>
			外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いた茶色系 (マンセル値 2.5YR3.5/3.5、5YR4/5、10YR4/3、5YR3.5/4、7.5R2/3、10R3/2、5YR2/1.5、及びこの近似色)</li> <li>・ 屋根がこげ茶色系の場合、茶色及び薄茶色系を使用可。 (マンセル値 7.5YR5/6、10YR5.5/4、7.5YR5/3、10YR5.5/2.5、10YR8/2、10YR8/3、10YR7.5/1.5、10YR7.5/2、10YR7/2、10YR7/4、及びこの近似色)</li> </ul>

事業の種類	地 区	項 目	取 扱 方 針	
			外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然材料については素材色とすることが出来る。</li> <li>・ 屋根が赤錆色系の場合は、自然材料を用いたこげ茶色系とする。 (マンセル値は「屋根こげ茶色」に準ずる)</li> <li>・ 上記外壁の色彩は2色以内とする。</li> <li>・ 一部(小口、窓枠、ベランダ手すり等)に白色系(マンセル値 N-9.0、N-8.5、N-8.0、及びこの近似色)とすることが出来る。</li> </ul>
		付属棟の色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員宿舎、倉庫等の付属棟の色彩については、許可届出等取扱い方針の「建築物」に準ずる。</li> </ul>
		汚排水処理		<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿、雑排水は、公共下水道に流入処理する。</li> </ul>
		誘導表示施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>許可届出等取扱い方針の「営業広告物等」に準ずる。</li> </ul>



事業の種類	地 区	項 目	取 扱 方 針
宿 舎	明神、明神池、 徳沢地区	自動販売機	<p>次のもの以外は認めない。</p> <p>(1) 屋内形式のもの。</p> <p>(2) 建物壁面線より内側に埋め込む形で設置するもので、外部の色彩を壁面と同一配色とするもの。</p> <p>なお、木製の容器回収収納箱が備わっていること、</p> <p>{ (2) は早朝等における利用者への利便提供上、必要がある場合に限り認める。 }</p>
		屋外簡易施設	卓ベンチ等、簡易施設は簡潔な形式による木造とする。
		公衆電話ボックス	許可届出等取扱い方針に準ずる。
		そ の 他	建て替え時においては、水害(浸水)防止のための基礎一帯の地盤上げを必要に応じ行う。
		基本方針	登山及び自然探勝の基地として周辺自然環境、景観に配慮しつつ既存施設の充実を図る。
		規 模	現況規模程度とする。ただし、当地区宿舎事業取扱い要領を設定後は、これに基づく。
		構造意匠	許可届出等取扱い方針の「建築物」に準ずる。
外部材料	原則として自然材料を使用する。		

## 資料4 上高地地区集団施設区内宿舎事業取扱要綱

## 中部山岳国立公園上高地集団施設区内宿舎事業取扱要領

中部山岳国立公園上高地集団施設区内の宿舎事業の取扱については、本要領による。

## 1 基本方針

- (1) 原則として、新規宿舎事業の参入は認めないこととする。
- (2) 施設の建設及び経営にあたっては、上高地の風致景観の保護に充分配慮されているものであること。
- (3) 施設は、低廉簡便な部分も確保されるなど、登山者等の宿泊にも充分配慮されているものであるとともに、集団施設地区全体として統一のとれた外観意匠となるよう配慮されているものであること。

## 2 取扱い方針

- (1) 敷地は原則として既使用許可地内であること。
- (2) 外観、意匠は木造風とし、単純、簡単なものであること。
  - (ア) 屋根は切妻とし、軒の張出しを設けるなど、均整のとれたもので、屋根勾配は、原則として3/10以上、5/10以下であること。
  - (イ) 外部材料は、自然材料若しくは光沢のない自然素材を模したものであること。
  - (エ) 外部の色彩（塔屋及び煙突を含む）は、自然に調和した落ち着いたものであること。
- (3) 修景植栽については、原則として現地産樹種と同種のものを使用し、枯損本等が生じた場合は補植を行い、環境の保持に努めるものであること。
- (4) 建築物（従業員宿舎、機械室、倉庫等の附属室を含む）の規模は、次のとおりとする。
  - (ア) 収容力（標準的和室旅館客換算数値とする。以下同じ）

五千尺ホテル（五千尺ロッジを含む）、ホテル白樺荘、上高地温泉ホテル、上高地帝国ホテルは230人、上高地西糸屋山荘、安曇村営上高地アルペンホテル、清水屋ホテルは150人を上限とする。

なお、標準的和室旅館客換算数値とは、客室の様式、設備によって1人当たりの床面積が異なるため、各宿泊施設の収容力を標準的和室旅館客数に換算するものであり、客室が通常のベッド室の場合の1人は標準的和室の1.5人とみなし、2段以上のベッド室の場合の1人は標準的和室の0.5人とみなす（この換算により、客室を通常のベッド室とした場合の1人当たりの床面積は23㎡に対し34.5㎡、2段以上のベッド室とした場合の1人当たりの床面積は23㎡に対し11.5㎡となる。）

また、収容力の算定方法は、客室がベッド室の場合はベッドの床数を、客室が

和室の場合は客室（押し入、踏み込み、広縁等を除く）相当面積につき2畳当たり1人とみなして計算する。

(イ) 高さ

周囲の林相、樹種、樹高等を考慮し、本屋の最高部は15m以下とする。但し、塔屋及び煙突に限り本屋の最高部から4mの範囲内で、その設置を認める。

なお、既に15m以上ある上高地帝國ホテルについては、高さが既存高以下、階数が同一、かつ外観がほぼ既存建築物どおりに復元される場合は、この限りではない。

(ウ) 容積率

容積率の扱いは次による。

- ① 従業員専用面積を除く容積率は、80%以下とする。
- ② 吹き抜け部分は、相当する階の床面積として算定する。
- ③ 地下（階）部分の内、機械室、電気室、倉庫は容積に算定しない。
- ④ 算定上、敷地面積から給排水路敷等を除く。

(エ) 延床面積及び従業員専用面積

- ① 宿舎の延床面積（吹き抜け部分及び地下（階）部分を含み、従業員専用面積は含まない）は、収容力に23㎡/人を乗じた数値以下とする。
- ② 宿舎の従業員専用面積（吹き抜け部分及び地下（階）部分を含む）は、収容力を次の数値で除いたものに、12㎡/人を乗じた数値以下とする。

○上高地西糸屋山荘、安曇村営上高地アルペンホテル……4.0

○五千尺ホテル（五千尺ロッジを含む）、ホテル白樺荘、上高地温泉ホテル、  
清水屋ホテル……3.0

○上高地帝國ホテル……1.5

上高地集団施設地区内宿舎事業取扱要領適合表

1) 取容力上限 (標準的和室旅館客換算数値)

230人 — 五千尺ホテル (五千尺ロッジを含む。), ホテル白樺荘, 上高地温泉ホテル,  
上高地帝國ホテル

150人 — 上高地西糸屋山荘, 安曇村営上高地アルペンホテル, 清水屋ホテル

2) 処理方針

☆敷地 既存敷地内である。 Yes / No

☆屋根勾配  $3/10 \leq \text{_____} \leq 5/10$

☆規模

◎取容力 (変更後) = 和室 (人)

+ 洋室 (人) (シングル, ツイン, トリプル等, ベッド数×1.5)

+ 洋室 (人) (二段ベッド以上の部屋, ベッド数×0.5)

( ) = ( ) + ( ) + ( )

◎高さ  $15\text{m} \geq \text{_____m}$  (塔屋, 煙突はプラス4mまで可。)

◎容積率 (従業員専用面積を除く。吹き抜け部は相当階に算定。地下 (階) の機械室, 電気室, 倉庫は除く。) ×100

延床面積 ÷ 敷地面積 (給排水路敷等は除く。)

=  $\text{_____m}^2 \div \text{_____m}^2 \times 100 = \text{_____} \leq 80\%$

◎延床面積 (吹抜及び地下を含み, 従業員専用面積は含まない。)

$230\text{人} \times 23\text{m}^2 / \text{人} = 5290\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

$150\text{人} \times 23\text{m}^2 / \text{人} = 3450\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

◎従業員専用面積 (吹抜及び地下を含む。)

五千尺ホテル (五千尺ロッジを含む。), ホテル白樺荘, 上高地温泉ホテル

$230\text{人} \div 3.0 \times 12 = 920\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

上高地帝國ホテル

$230\text{人} \div 1.5 \times 12 = 1840\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

上高地西糸屋山荘, 安曇村営上高地アルペンホテル

$150\text{人} \div 4.0 \times 12 = 450\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

上高地帝國ホテル

$150\text{人} \div 3.0 \times 12 = 600\text{m}^2 \geq \text{_____m}^2$

The Provisions and Operation of Criteria for Constructing  
Lodging Facilities Stipulated by Natural Parks Law  
—Case study of Kamiko -chi region—

Hironori KOIWAI

《Abstract》

In the midst of a recent boom of mountain climbing by middle and aged persons and 100 famous-mountain climbing, special attention has been paid to a problem of excessive use of natural parks again. Peoples tend to concentrate on specific areas of popular natural parks and therefore, they intend to enjoy natural environment, though being going to destroy it.

In this context, this study discusses a problem of private lodging facilities in natural parks, in particular in natural parks from the aspects of protection, use, and excessive use. Specifically, such a problem is discussed that “Against what background, have lodging facilities and mountain lodges been constructed and then extended? In the future, an issue “what kind of restrictions should be provided to indirectly control excessive use of them?” will be discussed.

Accordingly, in this report, initially, actual situation of these facilities is summarized and issues to be solved are extracted. First of all, a survey of Natural Parks Law is made to confirm the provisions for the protection and use of them stipulated by the law. In addition, the provisions for lodging facilities and the criteria for constructing them are summarized. Second, giving the Kamiko-chi region in Chubu Sangaku Park as an actual example, the restrictions and criteria for lodging facilities are reported. Finally, the issues, which are related to the relationship among lodging facilities, as well as the protection and use of them and will be taken over by a future study, are described.